

訴追請求状

平成 30 年 5 月 15 日

裁判官訴追委員会御中

〒 [redacted]
(住所) [redacted]
ふりがな [redacted] 印
(氏名) [redacted]
(電話番号) [redacted]

下記の裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思われるので、罷免の訴追を求める。

記

1 罷免の訴追を求める裁判官

(所属裁判所) 名古屋家庭裁判所

(氏名) 樋口 英明裁判官

2 該当裁判官が担当した該当事件の表示

名古屋家庭裁判所 平成 28 年 (家ホ) 第 [redacted] 号 離婚等請求事件

原告 [redacted] 原告訴訟代理人 宮地 紘子

被告 [redacted] 被告訴訟代理人 馬場 陽

判決日 平成 29 年 8 月 7 日

主文

- 1 原告と被告とを離婚する
- 2 原告と被告との間の長女 [redacted] の親権者を原告と定める
- 3 被告は、原告に対し、本判決確定の日から、長女 [redacted] が満 20 歳に達する日の属する月まで、毎月末日限り月額 [redacted] 万円を支払え。

- 4 原告と被告との間の別紙1記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定める
- 5 原告その余の請求を棄却する。
- 6 被告の面会交流に係る附帯申立を却下する。
- 7 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

3 訴追請求の理由

樋口英明裁判官は、同居中の夫婦間で行われた一方親による子の奪取に端を発した該当事件において、長女に対する愛情、監護の意欲においては原告被告間で優劣はつけがたく、長女も原告、被告双方を慕っている。と認め、更に経済的に被告が優れているとも認めているにも関わらず、婚姻後全く就労せず、別居から3年間うつ状態である未就労の原告が離婚したら働けると何ら根拠もなく認め主文の判決を下した。更に法務大臣、最高裁判所家庭局局長の子どもを連れ去っての監護実績は認めないとする国会答弁を無視した監護実績を認める判断による原告への親権者認定等以下の法に背く判決を行った為に、未成年者は正当な理由なく、従前の生活と愛着対象である父親、親族との関わりを奪われることになった。この判決は幾つもの憲法、国際条約、民法、刑法、国家公務員倫理法を違反しただけでなく、国の最高機関である国会における金田法務大臣及び最高裁裁判所家庭局長答弁にも反した判決によるものであり、裁判官が法に背く判決を下したことは重大な違法行為であり、裁判官弾劾法第二条1の職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。に抵触する。裁判官の職務とは正しく法を解釈し、運用して判決を行う事であり、幾つもの法に背く判決を下したことは重大な違法行為である為、当該裁判官の訴追を請求します。

訴追対象となる違法行為は以下13の法令違反及び国会答弁無視の14件

憲法違反

1. 憲法13条違反

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。に反し、父及び子個人の幸福追求の権利を侵し、合理的な理由、証拠も無い母親の子供連れ去り行為を追認し、父子を分離し、幸福追求の権利を侵す重大な憲法違反である。

2. 憲法 14 条違反（法の下での平等）

第 1 項すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。に反し、合理的な事実を無視した明らかに母親（女性）優位の判決を行った重大な憲法違反である。

3. 憲法第 3 1 条違反（推定無罪の原則）

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。に反し、何ら合理的な証拠も無く、申立てた原告の請求を根拠付ける事実（請求原因事実）の立証指示をせず、無実の父と子を引き離し自由に会わせない判決を行った事は、取り返しのつかない冤罪を裁判官自ら作り出した重大な憲法違反である。

国際条約違反

4. 児童の権利条約第 3 条 1 に違反

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。に反し、子の親と自由に会える権利（児童の権利条約第 9 条）を保障するを、侵害する判決を行った重大な国際条約違反である。

5. 児童の権利条約第 5 条に違反

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。に反し、父の責任、権利及び義務を奪う判決を行う重大な国際条約違反である。

6. 児童の権利条約第 7 条 1 に違反

児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。に反し、父による養

育の権利を奪う判決を行う重大な国際条約違反である。

7. 児童の権利条約第9条1に違反

締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。に反し、父の意を無視し、子供連れ去りが正等であるとする合理的な理由、証拠も無い母親の子供連れ去り行為を追認し、父子を分離する判決を行う重大な国際条約違反である。

8. 児童の権利条約第9条3に違反

締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。に反し、申立から判決確定までの1年半もの間分離される事を放置した上に、面会交流に関わる附帯申立を棄却した事は、重大な国際条約違反である。

9. 児童の権利条約第18条1に違反

締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。に反し、父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を怠り、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を奪う判決を行う重大な国際条約違反である。

民法違反

10. 民法709条違反

証人尋問を実施してこれを確かめることなく、証言及び陳述書のみによって認定した上、具体的根拠が乏しいまま、子の監護に関わる原告人の精神状態、経済力を有利に推測して原告人の供述の信用性を肯定し、合理的証拠を

提出している被告人の供述の信用性を否定して、原告人が監護者として相応しいと認定したことには、審理不尽の結果、結論に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるといわざるを得ない。故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した民法違反である。

1 1. 改正民法 766 条 1 項違反

子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。の、子の利益（国際条約児童の権利条約）を最も優先して考慮に反し、何ら合理的な証拠も無いまま、父と子を引き離し、自由に会わせない判決を行った上に、面会交流に関わる附帯申立を棄却した事は、重大な民法違反である。

刑法違反

1 2. 刑法第 224 条（未成年者略取及び誘拐）違反

未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3 月以上 7 年以下の懲役に処する。刑法である。親権者の連れ去りは抵触しないとは書かれていないにも関わらず、偽計を用いた子の連れ去りに対して何ら問題とせず子の奪取を承認した重大な刑法違反である。

国家公務員倫理法違反

1 3. 国家公務員倫理法第 3 条 1（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）違反

1 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。とあるが、当該事件の判決は、合理的な根拠を示さず、明らかに不公平で一方的な判決となっている重大な国家公務員倫理違反である。

1 4. 平成 29 年 3 月 8 日第 193 回国会第 3 号衆議院法務委員会、金田法務大臣及び最高裁家庭局長答弁の無視

「子供を連れ去ったの監護の継続性原則を見とめる事はあってはならない」に反し、偽計を用いた子の連れ去りに対しての親権濫用を何ら問題とせず、親権

侵害と悪意の遺棄の被害を受けている親から、正当な親権はく奪事由無く、親権行使の権利を奪う審判を下した重大な国家公務員倫理違反である。

上記 13 もの憲法、国際条約、民法、刑法並びに国会での法務大臣及び最高裁家庭局長答弁を軽視した結果、無実の父に冤罪を負わせ、取り返しのつかない二度と戻らない父子の自由なふれあいの時を奪った行為は重大な過失であり、十分裁判官の罷免に値する。

よって、該当裁判官の罷免の訴追を求める。

以上